

発議第6号

宗像市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月19日

提出者

宗像市議会運営委員会委員長 岩岡 良

提案理由

委員会に係る手続等のオンライン化・デジタル化を可能とするため、宗像市議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

宗像市議会委員会条例の一部を改正する条例

宗像市議会委員会条例(平成26年宗像市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第27条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第31条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第28条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第31条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第33条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宗像市議会委員会条例（平成26年宗像市条例第26号）新旧対照表

改正案	現行
(秩序保持に関する措置)	(秩序保持に関する措置)
第25条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、宗像市議会議規則（平成26年宗像市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。	第25条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、宗像市議会議規則（平成26年宗像市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。
2及び3 (略)	2及び3 (略)
(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)
第27条 (略)	第27条 (略)
2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第31条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u>	(公述人の決定)
(公述人の決定)	第28条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、 <u>前条の規定によりあらかじめ</u> 申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。
2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に <u>偏らない</u> ように公述人を選ばなければならない。	2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に <u>かたよらない</u> ように公述人を選ばなければならない。
(代理人又は文書等による意見の陳述)	(代理人又は文書による意見の陳述)
第31条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u> 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	第31条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書で</u> 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

第33条 (略)

2 前項の記録は、議長に提出する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

(記録)

第33条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長に提出する。